

community plus の会則

(名称)

第 1 条 本会は「community plus」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、杉並区内に暮らす子育てファミリーを応援し、多様な住民の声を反映したまちづくりを行うことを目的とする。

(活動場所と内容)

第 3 条 本会は、活動場所を善福寺川緑地および杉並区全域とし、ママ・パパ・子どもたちのための情報リサーチ・発信等を行い、住民の声を反映したまちづくりプロジェクトを企画、運営する。

(代表者と運営者)

第 4 条 本会は代表者を含め 5 人以上の運営者を置く。運営者は毎月 1 回以上会議を開き、企画などについて協議する。

(会費および活動費)

第5条 活動に際し、固定の会費は設けない。活動に要する費用は、助成金等でまかなえないものは、都度、運営者の協議によって費用分担を行う。

附則

本会則は、2022年4月1日より施行する。